

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.35
発行日 2021.10.16



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL:090-6772-1137(石丸)
 編集責任 永野浩二 080-5254-6866(江口)

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter : @sagakarakaeru

11/10

福岡高裁控訴審 始まる

安心できる暮らしを守るため 玄海原発を止めよう!

11月10日、不当判決から8ヶ月、福岡高裁で控訴審が始まる。

3月12日、玄海原発3・4号機の設置許可取消(被告:国)と運転差止(被告:九州電力)を求めた2つの裁判で、佐賀地方裁判所は不当判決を出した。3月25日控訴。2つの裁判で計363人が控訴人に加わった。

7月16日、控訴理由書を提出した。地震、火山、配管、重大事故対策について、判決の誤りを徹底的に指摘した。(⇒詳細p.2)

玄海不当判決の6日後、水戸地裁は東海第二原発の避難計画に実効性がないとして、運転差止判決を出した。避難問題での住民勝訴は画期的だ。これを受けて、控訴審では避難計画についても追加主張していく。

私達が原発を止めてほしいのは、原発の出す放射能で被ばくしたくないからだ。規制委員長自ら「原発は国の基準を満たしたからといって、安全とは言わない」とし、避難計画は被ばくを前提としている。原発事故が起きれば住民は被ばくを強要され、健康を害し、生活環境すべてが破壊されてしまう。「人格権の侵害」そのものだ。私達は避難訓練の監視行動や、佐賀県をはじめ自治体への要請・調査を重ねてきたことを、裁判においても活かしていきたい(⇒詳細p.4)

2009年12月2日、九州電力は住民の反対の声を無視し、玄海3号機で国内初のプルサーマル発電を強行した。私たちはやむにやまれず裁判を決意、2010年8月9日、九電相手にMOX燃料使用

差止を提訴した。この11年の間に、玄海1・2号機は廃炉に追い込んだ。しかし、3・4号機は今も稼働し、日常



3/25控訴(佐賀地裁へ提出)

的に放射能を出し続けている。プルサーマルの3号機からは猛毒の「使用済みMOX燃料」が出されてしまったが、搬出先も処理方法も決まっていない。未来世代への無責任さは、一刻も早く終わらせなければならない。

安心できる暮らしを守るため、大事故が起こる前に、何としても止めましょう。控訴審へのご支援・ご注目をよろしくお願いいたします。(永野浩二)

福岡高裁 控訴審 口頭弁論

第1回 11月10日(水)

福岡高等裁判所101号法廷

13:00 集合

13:40 門前集会

14:30 行政弁論 意見陳述:豊島耕一さん

15:00 全基弁論 意見陳述:北川浩一さん

16:00 記者会見・報告集会

会場:日本バプテスト 福岡城西キリスト教会

(福岡市城南区別府5-10-28 周辺駐車場を利用ください)

◇第2回 2022年2月9日(水) / 第3回 4月20日(水)
時間同上

傍聴をお願いします!
抽選の可能性あり

◀ CONTENTS ▶

- 控訴審始まる 永野浩二 …1
- 控訴審ここがポイント 大橋さゆり弁護士 …2
- 控訴費用7500円とは? …3
- 避難計画再検証 江口美知子・石丸初美 …4

- 30キロ圏外行政区要望書提出 田中雅之 …5
- 7.12九電交渉報告 荒川謙 …6
- 「原発と原爆は違う」は誤り 北川浩一 …7
- リレーコラム 井ノ上利恵 …8

玄海原発3号機・4号機の稼働を止めよう！

控訴審はここがポイントです

大橋さゆり弁護士

2つの訴訟の請求棄却判決に対して 控訴しています

弁護団の大橋です。玄海原発に対しては、「国に対する設置許可処分取消訴訟」と、「九州電力に対する運転差止請求訴訟」の2つの訴訟をたたかってきました。

本年(2021年)3月12日、どちらも請求棄却が言い渡され、新規まき直しで控訴審へ向かっています。

2つ訴訟があるけど、控訴審はそれぞれ何がテーマ？と思う皆さんへ、ポイントを緩〜く解説します！

国に対する設置許可処分取消請求

－控訴審のポイント

国に対しては、玄海原発3号機と4号機について、新規規制基準では「基準を満たさない」という判断になるはずなのに稼働を許可したので、設置許可を取り消すよう請求しています。

ですから、「新規規制基準」をどう解釈して、それにどう足りていないかを主張・立証しないとイケません。

まずは入口論で、原告のうち、玄海原発から100キロメートルの範囲内に住む人だけに限定されて「原告適格なし」として却下された人がいます。これには、原子力規制庁のシミュレーションを使うのはいいとしても、事故後7日間の放射線量の積算だけでの判断ではおかしい、と反論しています。

次に「新規規制基準」の解釈からの反論です。

1つは、「基準地震動の過小評価」です。何ガルまでの地震動に耐えられるように設計しなければならないか、の計算に際し、震源断層面積(地震は地層運動でエネルギーが溜まったところがズレて元に戻ろうとするので、断層ができる。その面積)と、地震モーメント(地震のエネルギーの大きさの単位)の関係式で、「入倉・三宅式」より「武村式」の方が安全側だとの反論はそのままです。「入倉・三宅式」に震源インバージョンによらないで得た断層面積を用いると地震規模の推定が過小評価になっている、それを原判決はわかっ

ない、という反論をしています。

また、大飯原発の大阪地裁判決では原告勝訴の理由となった、審査基準「地震動審査ガイド」の「ばらつきの考慮」に関する解釈について、佐賀地裁判決は九州電力の主張に乗ってしまっているので、それに反論をしています。つまり、経験式を用いて地震規模を設定する場合には経験式の適用範囲を十分検討されているか確認する、という第1文の後に、「その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」という第2文があるのですが、「その際」とは「経験式の適用範囲の検討」の意味だ、というのが国の主張です。すると第2文は注意書き程度の意味になります。しかし原告側は、第2文の「その際」は「地震規模の設定の際」であり、経験式が有するばらつき「も」経験式の適用範囲の検討とは別に考慮せよという上乗せの意味だと主張しました。大飯原発の大阪地裁判決は、原告の主張を採用し、被告国が上乗せでのばらつき考慮をしていないと判断したのです。佐賀地裁は被告国の主張に乗り、ばらつきは考慮して審査したので問題ないとしており、これへの反論をしています。

2つめは、「火山の影響」です。原子力規制委員会が定めた「火山ガイド」の問題、とりわけその内容に関する同委員会の「基本的考え方」なる文書で「原発の運用期間中に巨大噴火が発生するという具体的根拠がなければ、巨大噴火の活動の可能性が十分に小さいと判断できる」という姿勢を示しているのが誤っている、そもそも噴火予知はできないのに、という反論です。

3つめは、「重大事故対策」について、東京電力福島第一原発事故の教訓から「安全性神話」に依らない安全対策が必要なのに、現状の国の新規規制基準の解釈が緩すぎ、またその緩い基準にも足りていないという反論です。特に福一の汚染水問題に顕著です。

九州電力に対する運転差止請求

－控訴審のポイント

九電に対しては、稼働したら危険だから止めな

さい、というシンプルな請求です。

原判決は、新規制基準で国が運転を許可したのだから危険ではない、というシンプルな(思考放棄とも言える・・)理屈で差止をしませんでした。

ですから、控訴審では「国が許可しようが危険なんだから」という反論をします。

控訴審での反論としては、上記の国に対する請求と同様の理由になるものが、「基準地震動の策定等の不合理性」、「火山事象の危険性」。

玄海原発オリジナルの「危険性」指摘として、2号機で発生した事故の経験から「配管安全性の欠如」を挙げたのですが、原判決は、以前の事故部位は修繕されたので、あとどこが具体的に危険か?の指摘がない、と無理を言ってきました。そんなのは一般市民にできるわけないだろう、でも配管破損の危険の要因はいろいろあるはず、という反論をしています。

配管破損は、他の原発のどこかで毎年起こっていると言えるほど頻発しています。その原因は、

腐食・減肉・疲労・技術未熟による過大入熱・異物混入・摩耗減肉などなど。原因不明のままのものもあります。そして電力会社は事実を隠そうとするから、根本的改善に至らないことを指摘しています。

あと、「核燃料サイクルの破綻・使用済み燃料等の処理の不能による原発の運転の可否」問題で、原判決では具体的な危険性の主張立証がないと言われたので、再度反論しています。

そして、控訴審での追加主張をただ今準備中なのが、「避難計画の問題」です。本年3月18日(佐賀地裁判決の6日後!)、水戸地方裁判所が東海第2原発の運転差止を認める判決を出しましたが、その根拠がこれでした。佐賀県・福岡県・長崎県の避難計画が実際には安全に遂行できないことから、稼働の危険性を主張立証する予定です。

皆さんも、法廷傍聴と、後の「かみ砕き解説」をぜひ見に来てください。

皆さんの疑問にお答えします

控訴費用7500円とは?

事務局会費担当に時折お尋ねがあり、その中に控訴費用7500円の事がありました。裁判は日常事ではありませんので分からないのが当たり前と感じましたが、やはり皆さんに納得していただいで運営していきたいと思い、今回コラムで取り上げました。まだまだ分かりにくいという方は遠慮なくお電話下さい。

控訴に際して、控訴人のみなさんに控訴費用として7500円を納めていただきました。これは、裁判所に提出した訴状に貼る印紙代にあてられます。

裁判手続きを利用する際に裁判所に納付する申立手数料=訴訟費用=印紙代は、「民事訴訟費用等に関する法律」に基づき、原告が訴えて主張する利益を金銭に見積もった額(訴訟の目的の価額=「訴額」)を基に計算されます。

原発差止裁判のように未来の被害を訴えるような、「主張する利益」を金銭に見積もれない場合、原告一人の訴額は160万円とみなすと決められています。そして、原告数×160万円が全体の訴額となります。

さらに、控訴審では1審(佐賀地裁)の1.5倍、1審が判断以前に「却下」した場合は半額になるなどの条件にあわせた計算が組み合わされ

ます。こうして算出された訴額に応じて、裁判所に納める手数料が段階的に定められています。その金額を印紙で納めます。控訴人数で割って、一人あたりの控訴費用としました。

今回の控訴では、以下の印紙代がかりました。

- ・全基差止 132万1500円(控訴人176人)
- ・行政訴訟 115万2000円(控訴人187人。却下もあったため、訴額が少なくなった)
- ・2つの控訴審の印紙代合計 247万3500円(控訴人合計 363人。一人当たり 6814円)

皆さんに控訴費用をお願いする時期にまだ控訴最終人数が分からない時期であったため、仮の計算で訴額を決めました。一人7500円の控訴費用をいただくことで、賄うことができました。ありがとうございました。

被ばくから命を守れない！～玄海避難計画の再検証

控訴審では避難計画も争点として取り上げる事になり、私たちの目で見たと、感じた事、又自治体からの回答から見えた問題点を整理しました。(江口美知子、石丸初美)

問題点	自治体からの回答・直に見てきた事
原子力災害対策指針の目的・趣旨	(指針)「本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要である」⇒避難計画を見ると実効性において「生命、身体の安全は確保できない」、何も担保されていないことばかり。
住民の被ばく	(佐賀県知事回答2021/6/7)「被ばくりスクを少なくしながら避難していただけるものと考えています」 (唐津市回答2017/11/1)「『被ばくはしない』という考えはとっておりません」 住民は九電から「電気を作るので被ばくを覚悟でお願いします」と聞いていない。
災害の想定	「佐賀県地域防災計画 地震津波編」では「あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定」して具体的な記述があるが、「県地域防災計画 原子力編」では具体的な想定はまったくない。 (知事回答2016/2/2)「原子力災害は想定外の事象が起こった場合に発生するものであり、最悪の想定について、具体的な想定ができるものではないと考える」。「佐賀県内で起こりえる最大クラスの地震『佐賀平野北縁断層帯』でマグニチュード7.5を想定しているが、玄海原発に与える影響等についての想定は行っていない」。 (唐津市回答2020/11/7)「(最悪の想定は)佐賀県にお尋ねください」
住民から見た原子力災害の広報	(唐津市回答2020/11/7)「市HP、ケーブルテレビ、災害情報メール、Lアラートを活用し、NHKや民放テレビ、ヤフーなどインターネットにも情報提供する予定」 ⇒放射能被害から逃げるとい根本的な事が知らされていない。なぜ逃げるのか、どこに？どのくらい？一方的に避難しろと電波で言われても、逃げる行動にすぐ移せない。
住民への周知徹底	唐津市は「唐津市原子力防災ガイドブック」(144P)を市全世帯配布しているが、配布だけで内容の説明はない。一方的な広報を周知徹底と言っている。
一時集合場所や避難先	私達の面談調査では、避難先や一時集合場所になっている施設の責任者(公民館長、校長)は、自分達の施設が避難先・集合場所になっている事を知らないでびっくりしていた。加えて車がない人は集合場所まで歩いて行く間に望まない被ばくの可能性大。
車での避難	避難は基本マイカーですが、避難先の公民館は近隣住民のためのものだから、駐車場が少なく、道も狭い。道路渋滞や事故等で目的地まで行けるのか？
バス避難(マイカーのない人)	(知事回答2020/11/30)「県内約670台のバスから必要な台数を確保し、不足する場合はピストン輸送や隣県に協力依頼」⇒避難専用バスはなく、運行中のバスが営業所まで戻り、玄海原発へ向かって避難者救済へ行く。コロナ禍での避難バスは2倍必要と県も回答。足りなければピストン輸送！運転手の被ばくは？運転手の同意はとっているのか？
複合災害	(知事回答2016/2/2)「福島のように複合災害の中で原発事故が起きた時は当該施設以外の避難先を確保するという対応を考えている」 ⇒現時点で計画はなく、その時に調整しますという対策(?)のみ。大雨や台風被害の相次ぐ中、避難所が土砂災害や水害の区域になっていないか？確認し対処しているのか？広範囲での災害時に原発事故が起これば、既に避難場所は地元住民であふれる。「起きてみないとわからない」では住民は救えない。自然災害は避けることができないが、原発事故は人災。実効性ある避難計画が整わないのなら原発は動かすべきではない。
30キロ圏外の対応	(知事回答2016/2/2)「30キロ圏外で避難が必要となった場合や、自然災害により避難先施設が使用できない場合には、県において避難先を確保することとするなど、考えられる状況について地域防災計画などにおいて対応を検討」⇒現時点では、30キロ圏外の避難計画は策定されておらず、周知徹底もされていない。

屋内退避	佐賀県原子力防災のてびき「屋内退避が安全への第一歩」⇒木造建屋では屋内退避しても屋外滞在時と比べて5割程度の総被ばく線量の低減のみ。被ばくは避けられない。
コロナ対策との矛盾	政府交渉2020/12/1国発言「(感染症対策として)避難所やバス数は従来の2倍必要」「(一人当たり2㎡とされた避難所は)4㎡必要」⇒県「パーティションで区切るの2平米で広さは充分」として、新たな避難所の確保はされていない！ 国ガイドライン2020/11/2「被ばくを避ける観点から換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回は換気を行う」⇒誰が放射性プルームの有無を確認して、換気を判断するのか？

糸島市30キロ圏外の行政区 「避難計画対象に！」 要望書提出

糸島市 田中雅之

福岡県糸島市は市域の一部が玄海原発30キロ圏内(UPZ)に入ります。30キロ圏外は避難計画がつくられていません。私の住む、30キロのすぐ外側に位置する糸島市の初行政区(158戸)は、このたび糸島市長宛に要望書を提出しました。内容は、初行政区においても、30キロ圏内と同様に糸島市原子力災害広域個別計画を適用してほしいということです。要点は以下の通りです。

①30キロ圏外では、行政区と避難先の紐づけがされていない。又避難計画が不備なので避難訓練ができない等々、避難計画に実効性が無く形骸化しているので改正してほしい。

②玄海原発が爆発した時には、30キロ圏内の住民を先に避難させ、30キロ圏外の住民を後で避難させるとの県知事及び糸島市長の回答があったが、これは不平等であり人権侵害である。これを改正してほしい。

私は、市長宛に質問・要望書を令和元年6月14

日と令和元年8月1日に提出し回答を得ました。回答の内容は、糸島市は国の指示により作成した避難計画であるので改正しないというものでした。又、避難計画に載っていない30キロ圏外の地区での避難訓練は行わないというものでした。

その後、糸島市議会議員の藤井氏と話す機会があり、行政区からの議会請願をすれば個人で要望するより影響力があると言われました。それで行政区からの請願に向けて、署名を集め103世帯の署名を集めました。これを初行政区の総会にかけることとしましたが、昨年と今年の総会ではコロナの影響があり議案を提案できませんでした。そこで初行政区役員会と相談し、議会請願ではなく初行政区からの市長への要望書という形で、今年6月16日付で提出することを決定しました。

市長には住民の声を受け止めてほしい。

そして避難計画に実効性がないのなら、玄海原発の稼働を止めるよう九州電力に働きかけてほしいと思います。

5月21日以降の主な活動経過

- 5月21日 『裁判ニュース第34号』発行
- 6月5日 提訴11周年年次活動報告会
お話: 大石光伸さん(東海第2原発原告団共同代表)
谷次郎弁護士
- 10日 「エネルギー基本計画」県庁前行動
- 13日 そいぎミーティング
- 19日 九電交渉事前学習会
- 26日 九電交渉事前学習会
- 7月3日 そいぎミーティング
- 9日 佐賀県原子力安全専門部会(乾式貯蔵施設)傍聴
- 12日 九州電力本店交渉
- 16日 控訴理由書提出
- 8月4日 佐賀県原子力環境安全連絡協議会
傍聴&宣伝
- 5日 福岡高裁控訴審進行協議
- 7日 そいぎミーティング

- 9月4日 そいぎミーティング
避難計画調査(唐津市役所、佐賀県庁等)
- 10月
2日 そいぎミーティング



6/5 年次活動報告会 オンラインで東海第二訴訟の大石原告共同代表からお話を伺った

7.12九電交渉報告～玄海原発耐震再審査に15団体の停止要請

去る7月12日(月)に、2020年10月から私たちが回答を待たされ続けた九州電力本店との「質疑回答及び要請の場」を持ちました。これを私たちは九電交渉と呼んでいます。

9ヶ月間の保留には「コロナ禍」を理由にされていますが、これは相変わらずの口実の一つ、九電本店の市民窓口であるエネルギー広報グループの姿勢は、2011年6月の玄海2号3号機運転再開のために仕込んだ「やらせメール事件」の頃からほとんど変わっていません。今回はさらにコロナ禍対策の福岡県緊急事態宣言などを理由に10人に人数制限してきましたが、粘って交渉して20人迄に、60分という時間制限をそれでは聞くだけになると80分までに変更させましたが、撮影制限(冒頭以外は禁止)は相変わらず、文書回答も拒否してきました。相変わらずのことですが、私たちは毎回ひるまず、これらを九電が掲げるコンプライアンスに則って誠実に対応するよう求めています。

この日は、それでも30名以上の仲間が集まり、会議室に入場できなかった仲間達が、九電本店・電機ビル前で「九電のために被ばくしたくない」等のぼり旗を掲げてサイレントアピールしながら、九電交渉がより良い運びになるように後押ししてくれました。

交渉では、当会を筆頭に脱・反原発15団体で申し入れ、基準地震動の規制基準さえ守ろうとしない九電に新たな質問を加えて「社会に損失を与え、人に迷惑と差別を生んだ原発事故、核燃料破綻サイクル、玄海原発を直ちに止めよ」という表題にて要請文を読み上げて池辺社長あてに提出しました。

昨年10月の宿題質問8問+α及び現実情に合わせた新規16問の質問<使用済みMOX燃料、



「私たちは九電のために被ばくしたませんありません」

海外に所有する我が国のプルトニウム、大飯原発3号機の予期せぬ配管の亀裂、三菱グループの不正行為問題、原発事故時の避難、不可解な玄海町12ヘクタールの土地利用、脆性遷移温度の監視片、基準地震動の規制委再審査等>をしました。しかし、九電の回答は、用意した無難な回答以外に答えたくないポイントを突かれると、「今後も努力する」「国の基準を遵守する」「今は回答を持ち合わせていない」などと口を濁し、しかし、「全くわからない」とは言えないので、将来の動向を待つという「そのうち何とかなるはず＝国が何とかするでしょう」の無責任な回答で逃げを打ちました。

制限時間ですという九電担当者に「ちょっと待った！」と加えた私たちの最後の質問『避難計画を支援する』というが、加害者としてどう責任をとるのか?」に、「加害者とはどういう意味でしょうか?」と訊き返す姿勢に、「避難を住民に強いる状況は、事故責任者＝加害者でしょう」と私たちから念を押されると渋々認めました。「では、放射能汚染水はどうするのか?」に対しては、「福島のように放射性物質をタンクに溜めてというような所までは想定していない。そうならないように万全の努力をしている」と言うばかりでした。つまり、九電は、今もなお原発事故は九州では起きないという「安全神話」の中に居て、リスクある環境に暮らす住民軽視の姿勢が変わっておらず、できるだけ3.11事故前に原発経営で儲けたいという九電の実態が発言にも現れているのです。

このようなことで九電交渉は、「暖簾に腕押し」的な徒労に終わりそうな質問のやり取りに見えがちですが、「ある」「無い」など事実の確認回答をさせる、その過程の中でポロポロと出る九電の本音発言を引き出すことが、延いては運転差し止め法廷闘争などに役立つ糸口にもなりうるし、「やらせメール事件」の発覚のように市民運動の成功に繋がることもあると思われます。次の交渉に向けての今回の回答から新たな質疑への積み重ね、粘り強い市民運動のやり方を貫いて、今後も諦めない精神で交渉・質問・要請を続けて行きたいと思えます。

重ねて、皆さまの支援連携の程、よろしく願い申し上げます。(荒川謙一)

「原発と原爆は違う」は誤り！

唐津市原子力防災訓練講話の問題点について

玄海原発反対！からつ事務所 北川浩一

唐津市は2020年に実施した原子力防災訓練講話(11月7日小川島小中校)で被爆地広島を否定するかな赤いバツ印を付した原爆投下後の広島の写真を用いた。(右図)

今年7月、広島県原爆被害者団体協議会の知ることとなり唐津市は現地にて謝罪をした。唐津市危機管理防災課は「原発事故と原爆の違いを明確に説明したかった」と説明。しかしその内容は新聞が問題にする以上に重大な問題点を含んでいた。

実は2019年原子力災害避難訓練(唐津市馬渡島)を見学した時のこと。

島外避難をする島民と待機しているときに、地区役員とおぼしき人が「私は専門家ではないが原発に関する新しい知識を学んだので皆さんに伝えたい。原発は原爆であると言うが違うのです。使用ウラン濃度の違い、反応速度の違い、爆発力の違い……事故時も慌てずに逃げる余裕があります。ゆっくり反応しています、慌ててはいけません。」

特に質問者も現れず、ヨウ素剤替わりの飴玉をもらい散会した。その後、避難集合場所指定の学校へ向かう道筋で小学3年生の少年に出会った。「原発の勉強はどうやったね」の問いに開口一番「原発と原爆は違うものだって！」今回とほぼ同じ内容の講話が生徒・父兄・教職員に伝えられていた。

詳細の吟味は識者*にゆずるとして、問題点を簡単にふれてみたい。

第1点、原発と原爆の違いを核分裂の速度、使用ウラン濃度、出力エネルギーで比較。原発は穏やかな核分裂、水を沸騰させ水蒸気を発生させる。これは生み出される核廃棄物の桁違いの量と事故時の環境影響比較を故意に無視しているとか思えない。

第2点、福島災害の原因は「津波による電源喪失→メルトダウン→水素爆発→放射性物質放出」と事故進展を単純化しており、核爆発の可能性や地震による損傷を想定していない。



唐津市作成「原子力災害について」より

第3点、内部被曝や低線量被曝の重要性に言及していない。

第4点、放射線は屋内避難で遮蔽できるのかな誤解を与えている。

第5点、福島県民調査の数少ない不完全な調査結果を根拠に福島原発被災者の被曝量は最大25mSv、県民の99.8%は5mSv未満の被曝であると断定、健康被害を無視している。

第6点、100mSvは癌死識別限界値で被曝許容値であるというが、ICRP一般公衆の被曝限度(年)1mSvの100倍である。また放射線障害防止法や労基法にも違反している。

第7点、「福島から学んだこと!!」として「福島は25mSv未満の被曝＝健康影響がないレベル、避難先変更＝二次災害、一斉避難＝パニック行政の指示に従い行動しましょう」と呼び掛けている。

私達が求めている原発安全性の説明会、討論会を拒否、陰で原発避難訓練の場を利用して安全神話ともいえる内容を拡散している。被曝の危険性を正しく伝えず、間違いだらけの内容に対して佐賀の脱原発団体共同で唐津市に抗議、市民への説明と謝罪を求めている。

*以下、ネット検索で出てきます⇒

- ・「放射線健康障害の真実」西尾正道(2012.6.25)
- ・「中学生・高校生のための放射線副読本」の問題点山田耕作他「論考」(2018.12.1)

リレーコラム 鹿児島からできることを 井ノ上利恵

出口の見えないコロナ禍での、不当判決。

国民の命と生活、そして大切な自然を守るべき裁判官が出した判決に唾然としました。憤りと残念な気持ちでいっぱいです。

私たちは十年前、福島原発事故でその被害の大きさと、原発で事故が起きてしまったら人間は太刀打ちできないことを知りました。火山国であり、地震大国の日本で原発を稼働させる事がどれほど危険かを私たちは福島の犠牲から学びました。

ある日突然、生業を失い、自宅を捨て故郷を離れ、続くはずだった穏やかな日常を奪われてしまう・・・それが原発事故です。

十年経った今も「原発さえなければ」と心の中で叫んでいる人たちがいます。

政府もメディアも原発事故関連のニュースをほとんど報じなくなり、十年前の原発事故をなかったことにしようとする風潮の中、原発の危険や放射性物質への不安を訴える声を出しづらくなっています。

あの事故でたくさんものを失い、今も苦しんでいる人、悲しみから立ち直れない人がいる事を忘れてはいけないと思います。あれほどの事故を起こしたこの国で、現在稼働している原発が9基もあります。

またいつどこかで事故が起こりかねない

のです。

しかし今回佐賀地裁では、私たちが訴えるような人格権が侵害される具体的危険性は認められないとの判決が出されました。

毎日どこかで地震が起きています。いつ火山が大噴火するか、専門家も予知できないと言っています。老朽化した原発の配管がいつ破損し、大事故を起こすかわからない原発がそこにあるだけで、常に危険にさらされています。危険な原発を止めたいという私たちの訴えに、真摯に向き合って欲しかったです。

2つの裁判が同日結審だった為、音信不通の方を含め、原告全員の膨大な数の委任状集めや、判決後2週間以内にしなければならぬ控訴手続き等、裁判の会事務局では大変な忙しさだったようです。

何か手伝えることはないか相談し、事務局の方がメールで皆さんに送信している新聞情報の紹介は、鹿児島からでもできるので、私がお手伝いすることになりました。突然私の名前でメールが届き、驚かれました。報告遅くなりました。

『絶対に繰り返してはならない原発事故、福岡高裁での誠意ある判決を願っています』
(いのうえ りえ/鹿児島市)

お知らせ

12.2反プルサーマルの日行動

2009年12月2日は玄海3号機で日本初のプルサーマルが始まった日。12回目を迎える今年の12月2日も玄海町のポスティングを行います。

◆2021年12月2日(木)

- 9時 玄海町役場集合
- 9時半 玄海町長要請(予定)
- 10時～ ポスティング・戸別訪問
- 14時～ 全体集会 15時半 終了予定



みなさんの支えをお願いします

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎!
- 振込先: 郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会

知ることから始めませんか?

- 座談会しませんか?
原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!
- チラシ・ポスティングを一緒にしませんか?

裁判進行中 玄海全基運転差止裁判
被告:九州電力⇒不当判決⇒控訴人176人

裁判終了 MOX燃料使用差止裁判
原告130人 ⇒ 不当判決

玄海許可処分取消行政訴訟
被告:国 参加人:九電⇒不当判決⇒控訴人187人

3・4号再稼働差止仮処分
債権者236人 ⇒ 不当決定

